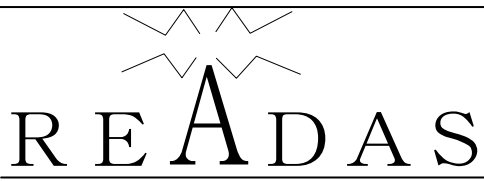


第 5532 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月17日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例

Q：中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例が見直しされたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例とは、青色申告書を提出する中小企業者等が、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産を取得等して、これを事業の用に供した場合には、その事業年度において損金経理を要件に取得価額に相当する金額(合計で年300万円が限度)を損金の額に算入することが認められる制度です。

平成28年度税制改正では、この制度の対象法人が中小企業者等のうち事務負担に配慮する必要がある法人（常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人）に限定されました。

この場合の事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定時期については、従業員数基準の判定は、その法人が少額減価償却資産の取得等をした日及び事業供用した日の現況により行うことが原則ですが、資本金基準とは異なり、従業員数の変動は日常的に起こり得ることやその把握には事務負担を要することから、法人が期末時の現況により判定することとしている場合には、その事業年度を通じて従業員数基準を満たしているものとみなして取り扱うことを認めるとしています。

